



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:花村

新年 明けましておめでとうございます。

今年もまた、経済状況の先行きに不安を感じるまま始まった2012年。あおぞらコンサルティングは4月に5年目を迎えます。

開所から常に「チャレンジ&行動」を心がけ突き進んできましたが、今年は5年目という節目にあたり、新たな事務所へのステップアップのために今まで作り上げてきた事務所の体制やサービス提供内容を見つめ、「人と組織の育成」の年としたいと考えております。

業務では昨年に引き続き、介護の情報提供を拡充し、積極的に啓蒙活動を行ってまいります。また、給与計算・社会保険手続、就業規則・人事制度等の社内ルールの整備、労務トラブルの対応等のトータルサービスには、お客様のご要望に応じて人事・総務担当者の教育やお客様企業の人事・組織体制の整備などのサービスも加えてまいります。

今年も、職員一同、昨年までの成果を今年へ、お客様へつなげてまいります。どうぞ、ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

●サービス内容

トータルサービスの拡充
介護サービスの充実

●事務所の体制

教育体制の充実
・新人教育体制の確立
・多能工の育成
ライン組織としての体制の確立

●広報

介護Q&A小冊子の作成
ホームページのリニューアル



今後の法改正の動き

～審議中のものを含め今後の法改正の動向をご紹介します～

- 改正育児介護休業法全面施行 ～平成24年7月1日～
 - ・ 従業員数が100人以下の事業主には適用が猶予されていた次の制度が適用になります
 - ①短時間勤務制度 ②所定外労働の制限 ③介護休暇
- 労災保険料率を平均で0.6/1000引き下げへ（平成24年4月1日施行予定）
- 労働安全衛生法の改正（継続審議中）
 - ・メンタルヘルスの状況を把握するための検査を行うことを事業主に義務付ける
 - ・受動喫煙の防止対策の強化として、職場の全面禁煙、空間分煙を事業主に義務付ける
- 子ども手当の改正（次期国会提出予定）
 - ・平成24年4月より児童手当法にもとづき従来の子ども手当を支給。6月支給分から所得制限を設ける予定
- 労働者派遣法の改正（継続審議中）
 - ・登録型派遣の原則禁止、製造業務派遣の原則禁止の「削除」等を行った修正案を審議中
- ※ 高齢者雇用安定法の改正（次期国会提出をめざす）
 - ・希望者全員を65歳まで再雇用することを義務付ける方針
- ※ 労働契約法の改正（次期国会提出をめざす）
 - ・有期労働契約の締結、更新、終了等に関するルールについて整備する方針

